高額療養費/自己負担限度額（1ヶ月）

ア）69歳以下の場合

（令和8（2026）年8月現在）

所得区分	自己負担限度額	多数該当	食事の標準負担（1食）
①区分ア（標準報酬月額83万円以上の方）	270,300円+（総医療費−901,000円）×1%	140,100円	550円
②区分イ（標準報酬月額53万円〜79万円の方）	179,100円+（総医療費−597,000円）×1%	93,000円	
③区分ウ（標準報酬月額28万円〜50万円の方）	85,800円+（総医療費−286,000円）×1%	44,400円	
④区分エ（標準報酬月額26万円以下の方）	61,500円	44,400円	
⑤区分オ（低所得者）（被保険者が市区町村民税の非課税者等）	36,900円	24,600円	270円（90日まで）
			220円（過去12ヶ月で91日以上）

イ）70歳以上の場合

（令和8（2026）年8月現在）

被保険者の所得区分	外来（個人ごと）	70歳以上の世帯単位（入院を含む）	1年間に4回以上ある時4回目から	食事の標準負担額（1食分）
Ⅲ標準報酬月額83万円以上の方	270,300円+（医療費−901,000円）×1%		140,100円	550円
Ⅱ標準報酬月額53〜79万円の方※1	179,100円+（医療費−597,000円）×1%		93,000円	
Ⅰ標準報酬月額28〜50万円の方※1	85,800円+（医療費−286,000円）×1%		44,400円	
一般	22,000円	61,500円	44,400円	550円
Ⅱ住民税非課税世帯※2	11,000円	25,700円	24,600円	270円（90日まで）
				220円（過去12ヶ月で91日以上）
Ⅰ住民税非課税世帯※2	8,000円	15,700円		130円

※1「限度額適用認定証」の申請が必要です。
※2「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

手続き

認定証

限度額適用認定証（69歳以下の方、70歳以上の方はP22の「※1」に該当する方）

- 保険者に申請し、医療機関窓口や薬局に提示することにより、窓口負担が自己限度額までとなります。高額な医療費が予想される場合は、早めの手続きをお勧めします。
- マイナンバーカードの健康保険証利用なら、限度額適用認定証の準備が不要となり、限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

- 対象は、非課税世帯の方のみです。食事代の減額を受けるには、「標準負担額減額認定証」の手続きが必要です。

支給申請

- ご自身が加入している公的医療保険に、高額療養費の支給申請書を提出または郵送することで支給が受けられます。

お問い合わせ先

〜加入している公的医療保険の窓口〜

医療保健の種類	お問い合わせ先
国民健康保険	市町村の担当窓口
組合管掌健康保険	各健康保険組合の担当窓口
協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）	全国健康保険協会　島根支部 TEL:0852-59-5139
共済組合	各共済組合の担当窓口
船員保険	全国健康保険協会　船員保険部 TEL:0570-300-800
後期高齢者医療制度	市町村の担当窓口